

令和6年4月25日

各都道府県建設業協会 御中

全 建 書 頒 会
(一社) 全国建設業協会

工事下請注文書に記載する印紙税と遅延・返還利息について
(情報提供)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当会へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、「所得税法等の一部を改正する法律」により租税特別措置法の一部が改正され、「建設工事請負契約書」については、令和6年3月31日までに作成されるものについて印紙税の軽減措置が適用されておりましたが、この度、本特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで3年間延長されましたのでお知らせいたします。特例措置による印紙税額は、注文請書の裏面に記載の通りです。なお、4月2日に全国建設業協会事業部より、本内容に関するお知らせをお送りしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

また、工事下請注文書をご使用になる際に記載する「履行遅滞の遅延利息」と「過払の返還利息」に関しましては、財務省のHPより令和6年4月1日以降適用の遅延利息の率に変更はないとのことですので、現行通り年2.5%となります。

お手数をおかけしますが、何卒よろしく願いいたします。

以 上